子育第３４９８号

平成31年２月４日

大阪府立学校等のいじめ重大事態に係る再調査委員会

委　員　長　　様

大阪府知事　松井　一郎

大阪府立高等学校におけるいじめの重大事態に係る再調査について(諮問)

　平成30年1月付けで大阪府立学校いじめ防止対策審議会において「いじめの重大事態に係る調査報告書」がまとめられました。

　この報告書に対して、平成30年4月24日に被害生徒代理人より、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項に基づく知事による再調査と、被害生徒本人及び保護者との面談を求める申し入れ書が提出されました。

再調査を求める理由としては、2期に分かれる不登校期間のうち、「第1期不登校について、いじめが原因である可能性を否定していないにもかかわらず、その点の調査を十分行うことなく、いじめがあったとは言えないと判断し、不登校との関係についても判断を回避」するなど調査が不十分であることが挙げられています。

　平成30年7月5日に被害生徒本人及び代理人とも面談し、法第30条第2項の規定に基づく再調査の実施を決定しましたので、下記事項について諮問します。

記

1. 第1期（平成27年6月22日～10月26日）不登校前の部活内におけるいじめ　　　　行為の有無について
2. 第1期（同上期間）不登校に対する１の影響の有無について
3. １、２に対する学校の対応の問題点について
4. 再発防止の提言について